

第 4 次小牧市行政改革大綱の見直しに係る策定方針

1. 第 4 次小牧市行政改革大綱見直しの背景

- 地域主権時代を迎えるにあたり、基礎自治体が担う役割は増大しています。また、市民サービスに対する行政需要は多様化・複雑化しています。
- 一方、世界規模での景気後退により、本市の税収入は減少し、厳しい財政状況となっています。
- 本市においては、第 4 次小牧市行政改革大綱（以下「大綱」という。）に基づき、「新たな社会の変化に対応した行政運営」、「健全な財政運営」、「効率的な組織の確立」の 3 つの大綱を基本に改革に取り組んでいます。
- こうした中、第 6 次小牧市総合計画が平成 21 年 3 月に策定され、その中で本市が取り組むべき新たな課題が明らかになりました。
- 第 6 次小牧市総合計画は第 4 次小牧市行政改革大綱を踏まえて策定されており、大綱の前提となる基本的な考え方は現総合計画においても有効であると考えます。
- そのため、新たな大綱の策定は行わず、第 6 次小牧市総合計画の策定により、明らかにされた課題等を含め、その整合を図るため大綱の見直しを行うこととします。

2. 見直しの方針

- 第 6 次小牧市総合計画との整合を図ることを基本として大綱の見直しを行うこととします。
- 定期的に進捗状況を確認できるよう、各取組み項目に指標を設定します。

3. 策定期間等

- 策定期間
平成 22 年度中に策定 →平成 23 年度中に策定
- 計画期間
平成 19 年度～平成 25 年度
現行の第 4 次行政改革大綱は平成 19 年度から 23 年度までの 5 カ年を計画期間としていますが、第 6 次小牧市総合計画基本計画前期計画が終了する平成 25 年度までの 7 年間の大綱とします。

4. 見直しの体制

- 市長を本部長とし、副市長・教育長及び部長職により構成する「行政改革推進本部」や、次長職により構成する「行政改革対策委員会」を中心に検討を進めて行くとともに、第4次小牧市行政改革推進計画にある個別事業については関係各課において検討していくこととします。
- また、各種団体の代表者や公募の市民などからなる行政改革推進委員会からの提言を尊重する形で策定していくこととします。
- さらに、パブリックコメント制度を活用することにより、広く市民からの意見も募集していきます。

